

4. 利用料金

(1) 利用料金表

基本報酬	サービス時間	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分以上 30分未満	2,440 円	244 円	488 円	732 円
	30分以上 60分未満	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
	60分以上 90分未満	5,670 円	567 円	1,134 円	1,701 円
	90分以上 30分増す毎	820 円	82 円	164 円	246 円
生活援助	20分以上 45分未満	1,790 円	179 円	358 円	537 円
	45分以上	2,200 円	220 円	440 円	660 円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	20分以上 45分未満	650 円	65 円	130 円	195 円
	45分以上 70分未満	1,300 円	130 円	260 円	390 円
	70分以上	1,950 円	195 円	390 円	585 円
1回の訪問介護において身体介護と生活援助が混在する場合、「身体介護」の料金に「身体介護に引き続き生活援助を行う場合」の料金が加算されます。					
加算・減算	算定回数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	初回のみ	2,000 円	200 円	400 円	600 円
	新規又は過去ふた月に当事業所からサービス提供を受けていないご利用者に対し、新規に訪問介護計画を作成し、初回もしくはその同月内にサービス提供責任者自ら訪問介護を行うか、同行訪問した場合。				
緊急時訪問介護加算	1回の要請に対し	1,000 円	100 円	200 円	300 円
	ご利用者や家族等から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたとときに居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。				
生活機能向上連携加算Ⅰ	ひと月につき	1,000 円	100 円	200 円	300 円
	訪問・通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士からの助言を受けることができる体制を構築し助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供を行った場合。				
生活機能向上連携加算Ⅱ	ひと月につき	2,000 円	200 円	400 円	600 円
	訪問・通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、訪問・通所リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し、当該医師等と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該医師等と連携しサービス提供を行った場合。				
口腔連携強化加算	ひと月に1回に限り	500 円	50 円	100 円	150 円
	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。				
同一建物に対する減算	所定単位数に90/100を乗じた単位数				
	利用者が居住する住宅と同一の建物に所在する事業所で、当該住宅に居住するご利用者に対して、ご利用者から支払われる利用料金が10%減算されます。				
▼令和6年5月31日までは、以下の3つの加算を算定します。					
介護職員処遇改善加算Ⅰ	ひと月の利用料金に対し 13.7%加算				
	介護職員の処遇を改善するために、賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。利用料金には別途13.7%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	ひと月の利用料金に対し 4.2%加算				
	技能・経験のある介護職員の更なる処遇改善を進めることを目的とした加算です。上記の介護職員処遇改善加算とは別に、4.2%相当の介護職員等特定処遇改善加算も加わります。				
介護職員等ベースアップ等支援加算	ひと月の利用料金に対し 2.4%加算				
	コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を踏まえ、介護職員等の収入の引き上げを目的とした加算です。利用料金には別途2.4%相当の介護職員等ベースアップ等支援加算も加わります。				
▼令和6年6月1日以降は、以下の加算を算定します。					
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	ひと月の利用料金に対し 22.4%加算				
	介護職員の処遇を改善するために、賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。利用料金には別途22.4%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。				

※ 利用料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、利用料金表も自動的に改訂されます。その場合は、新たな利用料金を書面でお知らせします。

※ サービス時間は、そのサービスを実施する為に国で定められた標準的な所要時間です。

(2) 利用料金の割増

【早朝、夜間、深夜の場合】

平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額内であれば、介護保険の対象となります。

早朝	午前6時から午前8時まで	25%割増
夜間	午後6時から午後10時まで	
深夜	午後10時から午前6時まで	50%割増

【訪問介護員が2人で対応する場合】

ご利用者の状況から、訪問介護員の2人対応が適当と認められた場合には、ご利用者及びご契約者（以下「ご利用者等」という。）同意の上で、2人の訪問介護員が共同でサービスを行います。この場合、利用料金は通常の2倍いただきます。

(3) 利用料金の自己負担

利用料金の内、ご利用者の負担割合に応じた額を負担していただきます（負担割合は介護保険負担割合証に記載されています）。自己負担額は利用料金表を参考にしてください。

ただし、介護保険の支給限度額を超えた部分につきましては、超過分を全額負担していただきます。

(4) 交通費

訪問介護員が、ご利用者宅へ訪問する際の交通費はいただきません。ただし、通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の実費（自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり20円）を徴収いたします。

また、通院介助等で、タクシーやその他の公共交通機関を利用した場合の交通費は、実費でお支払いいただきます。

(5) キャンセル料金

サービスの中止（キャンセル）について、ご利用の1時間前までにご連絡をいただけなかった場合は、以下のとおりキャンセル料金を徴収いたします。

ただし、ご利用者の病変時や急な入院等の場合には、キャンセル料金は請求いたしません。

ご利用の1時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の1時間前までにご連絡がなかった場合	500円
ご連絡がなく、ご自宅に訪問した場合	全額（10割）

(6) 利用料請求日

月末ごとに計算し、翌月10日に請求書を発行いたします。請求書はご利用者の状況を考慮し、郵送もしくは当職員が直接ご自宅へお持ちいたします（利用料金0円の場合を除く）。

ただし、要介護認定申請中等の理由で、月末までにご利用者の要介護度が決定していない場合は、請求が見送りとなります。その月は利用料金の請求を行わず、要介護度決定後にまとめて請求いたします。

(7) 支払方法

月末までに、以下のいずれかの方法でお支払下さい。

- ① 事業所窓口での現金払い
- ② 当事業所職員の集金による現金払い

4. 利用料金

(1) 利用料金（自己負担額）

利用料及び自己負担額の目安は下表のとおりです。

なお、令和6年度から令和8年度までは、呉市の地域区分が7級地となるため、ひと月の総利用料金に別途1.8%加算されます。

【居宅介護】

居宅介護サービス費（基本報酬）	身体介護／通院介助（身体介護を伴う場合）	利用料	自己負担額
	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上（30分増すごと）	9,210円 （+830円）	921円 （+83円）
	家事援助	利用料	自己負担額
	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間以上未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上（15分増すごと）	3,110円 （+350円）	311円 （+35円）
	通院介助（身体介護を伴わない場合）	利用料	自己負担額
	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
2時間以上（30分増すごと）	3,450円 （+690円）	345円 （+69円）	

加算	加算項目	利用料	自己負担額
	初回加算	2,000円	200円
	新規または過去ふた月に当事業所からサービスの提供を受けていないご利用者に対し、新規に居宅介護計画を作成し、初回もしくはその同月内にサービス提供責任者が自ら居宅介護を行うか、同行訪問した場合。		
	緊急時対応加算（月2回を限度）	1,000円	100円
	ご利用者またはそのご家族等から要請される内容について緊急対応の必要性を判断し、居宅介護計画上に位置づけられていないサービス提供を、要請を受けてから24時間以内に行った場合。		
	福祉専門職員等連携加算（90日間で3回を限度）	5,640円	564円
サービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、理学療法士その他の国家資格を有する者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同で行い、居宅介護計画を作成し、サービス提供をした場合。			

※ 利用料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、利用料金表も自動的に改訂されます。その場合は、新たな利用料金を書面でお知らせします。

【重度訪問介護】

重度訪問介護サービス費（基本報酬）	重度訪問介護	利用料	自己負担額
	1時間未満	1,860円	186円
	1時間以上1時間30分未満	2,770円	277円
	1時間30分以上2時間未満	3,690円	369円
	2時間以上2時間30分未満	4,610円	461円
	2時間30分以上3時間未満	5,530円	553円
	3時間以上3時間30分未満	6,440円	644円
	3時間30分以上4時間未満	7,360円	736円
	4時間以上 8時間未満（30分増すごと）	8,210円 （+850円）	85円
	8時間以上12時間未満（30分増すごと）	15,050円 （+850円）	1,505円 （+85円）
	12時間以上16時間未満（30分増すごと）	21,840円 （+810円）	81円
	16時間以上20時間未満（30分増すごと）	28,340円 （+860円）	86円
20時間以上24時間未満（30分増すごと）	35,200円 （+800円）	80円	

移動介護加算	外出時における移動中の介護	利用料	自己負担額
	1時間未満	1,000円	100円
	1時間以上1時間30分未満	1,250円	125円
	1時間30分以上2時間未満	1,500円	150円
	2時間以上2時間30分未満	1,750円	175円
	2時間30分以上3時間未満	2,000円	200円
3時間以上	2,500円	250円	

加算	加算項目	利用料	自己負担額
	初回加算	2,000円	200円
	新規または過去ふた月に当事業所からサービスの提供を受けていないご利用者に対し、新規に居宅介護計画を作成し、初回もしくはその同月内にサービス提供責任者が自ら居宅介護を行うか、同行訪問した場合。		
	緊急時対応加算（月2回を限度）	1,000円	100円
	ご利用者またはそのご家族等から要請される内容について緊急対応の必要性を判断し、居宅介護計画上に位置づけられていないサービス提供を、要請を受けてから24時間以内に行った場合。		
	行動障害支援連携加算（30日間で1回を限度）	5,840円	584円
	行動障害を有する者に対して適切に支援を行うため、サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行い、かつ重度訪問介護計画書を作成し、サービス提供を行った場合。		
	移動介護緊急時支援加算（1日につき）	2,400円	240円
	利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合。		
	入院時支援連携加算（入院前に1回を限度）	3,000円	300円
入院する前から重度訪問介護を受けたい利用者が入院する際に、職員が病院等を訪問し情報提供や必要な連絡調整を行った場合。			

※ 利用料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、利用料金表も自動的に改訂されます。その場合は、新たな利用料金を書面でお知らせします。

(2) 利用料金の割増

【早朝、夜間、深夜の場合】

早 朝	午前 6 時から午後 8 時まで	25%割増
夜 間	午後 6 時から午後 10 時まで	
深 夜	午後 10 時から午前 6 時まで	50%割増

【訪問介護員が 2 人で対応する場合】

ご利用者の状況から、訪問介護員の 2 人対応が適当と認められた場合には、ご利用者（ご契約者）同意の上で 2 人の訪問介護員が共同でサービスを行います。この場合、利用料金は通常の 2 倍いただきます。

(3) 利用料金の自己負担

サービスご利用に要した費用のうち、1 割を負担していただきます。その際、負担額は市町村長の定めた利用者負担上限月額内とします。ただし、支給決定量を超えて居宅サービスを利用した場合、支給決定量超過分については、全額利用者負担となります。

(4) 法定代理受領

当事業所では、サービスご利用に要した費用のうち利用者負担額を除いた額について、介護給付費として都道府県（市）から支払いを受けます。

(5) 償還払い

ご利用者の意向やなんらかの事由により当事業所が法定代理受領を行わない場合は、サービスご利用に要した費用全額を一旦お支払いいただきます。その際、サービス提供証明書を交付しますので、領収書を添えてお住まいの市町村に提出し、費用の払い戻し（介護給付費等の支給）を申請してください。

(6) 交通費

訪問介護員が、ご利用者宅へ訪問する際の交通費はいただきません。ただし、通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の実費（自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、路程 1 キロメートル当たり 20 円）を徴収いたします。また、通院介助等でタクシーやその他の公共交通機関を利用した場合の交通費は実費でお支払いいただきます。

(7) キャンセル料金

サービスの中止（キャンセル）について、ご利用の 1 時間前までにご連絡をいただけなかった場合は、以下のとおりキャンセル料金を徴収いたします。ただし、ご利用者の病変時や急な入院等の場合には、キャンセル料金は請求いたしません。

ご利用の 1 時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の 1 時間前までにご連絡がなかった場合	500 円
ご連絡がなく、ご自宅に訪問した場合	全額（10割）

(8) 利用料請求日

毎月末ごとに計算し、翌月 10 日（日祭日の場合は前日）に請求書を発行いたします。請求書はご利用者の状況を考慮し、郵送もしくは当職員が直接ご自宅へお持ちいたします。（利用者負担額が 0 円の場合を除く。）

4. 利用料金

(1) 利用料金表

基本報酬	利用料金	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
訪問型サービスⅠ	11,760 円	1,176 円	2,352 円	3,528 円
日割りの場合	390 円	39 円	78 円	117 円
週1回程度のサービス提供が必要とされた方。				
訪問型サービスⅡ	23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円
日割りの場合	770 円	77 円	154 円	231 円
週2回程度のサービス提供が必要とされた方。				
訪問型サービスⅢ	37,270 円	3,727 円	7,454 円	11,181 円
日割りの場合	1,230 円	123 円	246 円	369 円
週2回を超える程度のサービス提供が必要とされた方。				
加算・減算	利用料金	自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円
新規または過去ふた月に当事業所からサービス提供を受けていないご利用者に対し、新規に個別サービス計画を作成し、初回もしくはその同月内にサービス提供責任者自らサービス提供を行うか、同行訪問した場合。				
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000 円	100 円	200 円	300 円
(介護予防)訪問・通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士からの助言を受けることができる体制を構築し助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成し、サービス提供を行った場合。				
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000 円	200 円	400 円	600 円
(介護予防)訪問・通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、(介護予防)訪問・通所リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し、当該医師等と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ生活機能の向上を目的とした個別サービス計画を作成し、当該医師等と連携しサービス提供を行った場合。				
口腔連携強化加算	500 円	50 円	100 円	150 円
事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合。				
同一建物に対する減算	減算率	利用者が居住する住宅と同一の建物に所在する事業所で、当該住宅に居住するご利用者に対して、ご利用者から支払われる利用料金が10%減算されます。		
	10 %			
▼令和6年5月31日までは、以下の3つの加算を算定します。				
介護職員処遇改善加算Ⅰ	加算率	介護職員の処遇を改善するために、賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。利用料金には、別途13.7%相当の介護職員処遇改善加算Ⅰが加わります。		
	13.7 %			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	加算率	技能・経験のある介護職員の更なる処遇改善を進めることを目的とした加算です。利用料金には上記の介護職員処遇改善加算Ⅱとは別に4.2%相当の介護職員等特定処遇改善加算Ⅱも加わります。		
	4.2 %			
介護職員等ベースアップ等支援加算	加算率	コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を踏まえ、介護職員等の収入の引き上げを目的とした加算です。利用料金には別途2.4%相当の介護職員等ベースアップ等支援加算も加わります。		
	2.4 %			
▼令和6年6月1日以降は、以下の加算を算定します。				
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	加算率	介護職員の処遇を改善するために、賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。利用料金には、別途22.4%相当の介護職員等処遇改善加算Ⅱが加わります。		
	22.4 %			

※ 利用料金は、呉市が定める金額であり、これが改定された場合は、利用料金表も自動的に改訂されます。その場合は、新たな利用料金を書面でお知らせします。

※ サービスの実施頻度は、介護予防サービス・支援計画において位置づけられます。1週間あたりのサービス実施頻度により、利用料金は上記の通りになります。

※ 利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。ご利用者の体調不良や状態の改善等により、介護予防サービス・支援計画に定めた期日よりもご利用が少なかったり多かったりした場合であっても、割引または増額はしません。
ただし、途中で新規に利用する場合や途中で契約解除、途中で要介護区分が変更になった場合、短期入所の利用があった場合等には、日割り算定を行います。

- (2) 利用料金の自己負担 利用料金の内、ご利用者の負担割合に応じた額を負担していただきます（負担割合は介護保険負担割合証に記載されています）。自己負担額は利用料金表を参考にしてください。ただし、介護保険の支給限度額を超えた部分につきましては、超過分を全額負担していただきます。
- (3) 交通費 訪問介護員が、ご利用者宅へ訪問する際の交通費はいただきません。ただし、通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の実費（自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たり20円）を徴収いたします。
また、通院介助等で、タクシーやその他の公共交通機関を利用した場合の交通費は実費でお支払いいただけます。
- (4) キャンセル料金 1ヶ月ごとの定額制のため、キャンセル料金はいただきません。
- (5) 利用料請求日 月末ごとに計算し、翌月10日に請求書を発行いたします。請求書はご利用者の状況を考慮し、郵送もしくは当職員が直接ご自宅へお持ちいたします（利用料金0円の場合を除く）。
ただし、要介護認定申請中等の理由で、月末までにご利用者の要介護度が決定していない場合は、請求が見送りとなります。その月は利用料金の請求を行わず、要介護度決定後にまとめて請求いたします。
- (6) 支払方法 月末までに、以下のいずれかの方法でお支払下さい。
① 事業所窓口での現金払い
② 当事業所職員の集金による現金払い
③ 指定口座へのお振込み
- | | | | |
|----------------------|--------------|-------------|---------------|
| もみじ銀行 | 呉営業部 | 普通預金 | 9567754 |
| リョウホウジンシャク
医療法人社団 | ワコウカイ
和恒会 | リジョウ
理事長 | オダカスエ
織田一衛 |
- ④ 口座引き落とし

5. サービス利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う訪問介護員 サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。
- (2) 訪問介護員の交替の申し出 【ご利用者からの申し出の場合】
訪問介護員の交替を希望する場合は、当該者が業務上不適当と認められる事情、理由を明らかにし、事業所に交替を申し出ることができます。ただし、特定の訪問介護員の指名はできません。